**令和7年度　杉戸町合併処理浄化槽設置整備事業奨励補助金**

**申請手続きについて**

**〇補助金申請の手続きの流れ**

**１．補助金希望申込書の提出**

令和7年4月1日～21日の期間中に補助金を申込む場合は、当期間は事前申請期間となりますので、「令和7年度杉戸町合併処理浄化槽設置整備事業奨励補助金希望申込書」の提出が必要になります。受付については、先着順となります。（※仮予約扱い）

令和7年4月22日以降に順次、申込結果をお電話にてご連絡いたします。申込代理人による希望申込の場合は、代理人にご連絡いたします。連絡開始2日後までに補助金利用の意向が確認できなかった場合は、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。

【提出書類】

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 提出する書類 |
| □ | 令和7年度杉戸町合併処理浄化槽設置整備事業奨励補助金希望申込書 |

【提出部数】

・1部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参

　※郵送・FAX・Eメールでの受付は行っておりません。

【受付期間】

・令和7年4月1日 ～ 4月21日　8：30～17：15　※土日・祝日を除く

　※受付期間前に環境センター敷地内での待機はできません。

【注意事項】

・4/1～4/21の間に補助金申請をされる方のみ提出願います。

・4/22以降に補助金申請される方は提出不要です。

・希望申込書の提出は、補助金の交付を確定するものではありません。

・申込状況によっては、補助金の交付を受けられない場合がございます。

・浄化槽設置後（工事完了後）の申込みは受け付けられません。

・申込状況によっては補助金受付が終了している場合があります。

・令和7年4月22日以降の受付は、町ホームページにてお知らせいたします。

・希望申込後、キャンセルする場合は、環境課までご連絡ください。

**２．浄化槽設置届出書（一式）の提出**

【提出書類】

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 提出する書類 |
| □ | 浄化槽設置届 |
| □ | 浄化槽に関する調書 |
| □ | 設置場所の案内図 |
| □ | 建物平面図【※注意事項】・図面には、延べ床面積の確認ができるように建築物の寸法を入れてください。 |
| □ | 敷地内の建築物及び浄化槽の配置図・配管図【※注意事項】・建物内の排水設備（トイレ・台所・浴室等）は全て記載してください。・設置する配管及び枡についても正確に記載してください。 |
| □ | 浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定により国土交通大臣の形式認定を受けた浄化槽についてはこれを証する書類、それ以外の浄化槽を設置する場合については浄化槽の構造図、仕様書、処理工程図 |
| □ | 浄化槽法第7条及び11条の規定による検査依頼書の写し |

【提出部数】

・4部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参若しくは郵送

【その他】

・書類審査後、申請者様控えとして1部を環境センター窓口もしくは郵送にてご返却

いたします。

**３．補助金交付申請書類（一式）の提出**

【提出書類】

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 提出する書類 |
| □ | 杉戸町合併処理浄化槽設置整備事業奨励補助金交付申請書　（様式第１号） |
| □ | 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し、設置場所の案内図及び配置図 |
| □ | 合併処理浄化槽の設置に係る費用の見積書（配管工事及び既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去処分の見積額を明記したもの。）【※注意事項】・「浄化槽設置工事一式○○円」・「配管工事一式○○円」・「撤去処分一式○○円」とまとめるのではなく、各一式の内訳及び金額が分かるようにしてください。【例】□設置費：浄化槽本体○円、基礎工事〇円、上部スラブ工事〇円・・・□配管費：配管〇m・〇円、小口径枡〇個・〇円、大口径枡〇個〇円・・・□撤去費：消毒費〇円、既存単独浄化槽・汲取便槽撤去費〇円・・・ |
| □ | 登録浄化槽管理票（Ｃ票） |
| □ | 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽として全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会において登録されたことを証した登録証の写し |
| □ | 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用） |
| □ | 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書 |
| □ | 現在のし尿処理方式を明らかにした書類　（※現況写真など） |
| □ | 浄化槽設備士免状の写し（昭和６２年度以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者にあっては、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し） |
| □ | その他町長が必要と認めた書類 |

【提出部数】

・1部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参若しくは郵送

**４．補助金交付決定の通知**

・補助金交付申請書類（一式）について、内容に問題がないことが確認できましたら、概ね受理後２週間程度を目途に「補助金交付決定通知書」を窓口もしくは、郵送にてお渡しいたします。

**・補助金の交付決定後に工事を着工してください。**

**５．工事着工**

**６．中間検査の実施**

【中間検査について】

・中間検査では、環境課職員が補助金申請者宅にて、①～③を確認いたします。浄化槽据付工事の作業日が分かり次第、事前に環境課までご連絡ください。

①コンクリート底板の水平確認

②据付後浄化槽の水平確認

③浄化槽の型式番号確認

**７．工事完了**

**８．補助金実績報告書類（一式）の提出**

【提出書類】

|  |  |
| --- | --- |
| ☑ | 提出する書類 |
| □ | 杉戸町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書　（様式第６号）　 |
| □ | 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類） |
| □ | 浄化槽法定検査依頼書の写し又は検査依頼用振込用紙の払込票兼受領証の写し（７条及び11条） |
| □ | ・出来高明細書及び請求書・領収書の写し【※注意事項】**・出来高明細書・請求書・領収書の宛名は「フルネーム」で記載してください。****・領収書の写しについて、実績報告時の添付は必須ではありませんが、「９．完了検査の実施」の際に領収書検査を実施いたしますので、検査前までには必ず提出をお願いいたします。** |
| □ | 浄化槽の施工状況写真及びチェックリストの写し |
| □ | 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去作業が確認できる写真等 |
| □ | 産業廃棄物管理票E票（マニフェスト）の写し |
| □ | 配管工事に要した費用が確認できる書類※出来高明細書に併せて記載いただいて構いません。 |
| □ | 竣工図【※注意事項】・敷設した配管延長も図面に入れてください。 |
| □ | その他町長が必要と認める書類 |

【提出部数】

・1部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参若しくは郵送

【提出期限】

**・工事終了後１ヶ月以内又は２月13日のいずれか早い日**

【その他】

・「浄化槽使用廃止届書（3部）」、「浄化槽使用開始報告書（3部）」も併せて環境課へご提出ください。書類審査後、申請者様控えとして各1部を環境センター窓口もしくは郵送にてご返却いたします。

**９．完了検査の実施**

【完了検査について】　※工事施工業者の立会は不用です。

・完了検査では、補助金実績報告書類（一式）を基に、補助金申請者宅にて①～②の確

認を行います。

　 ①施工状況の確認

　　 ・浄化槽の設置状況や枡の数・配管の延長などが竣工図どおりになっているかを

確認します。

　 ②領収書の原本確認

　　 ・実績報告書類として提出された領収書（写）と、申請者の手元にある領収書が同

じものであるかの確認を行います。

**１０．補助金交付額確定の通知**

・補助金実績報告書類（一式）の確認及び完了検査の結果に問題がないことが確認できましたら、概ね受理後２週間程度を目途に「補助金交付額確定通知書」を窓口もしくは、郵送にてお渡しいたします。

**１１．補助金の交付**

・補助金交付請求書(様式第８号)を提出してください。

　　【提出部数】

・1部

【提出方法】

・環境センター窓口へ持参若しくは郵送

【提出期限】

**・補助金交付額確定後、速やかにご提出をお願いいたします。**

**その他**

**【補助申請後の変更や中止について】**

・補助金の交付申請を行った後に、申請の内容を変更する場合、又は申請設置そのものを中止する場合は必ず変更承認申請書を提出してください。

・変更の内容によっては、再度施工現場を確認させていただく場合があります。補助金額が変わることもありますので、変更や中止の申請は速やかに行ってください。